

三馬校下自主防災会  
横川新町会支部防災会規約

(名称)

第1条 この会は三馬校下自主防災会横川新町会支部防災会と称する。  
(以下、「本会」とする)

(目的)

第2条 本会は、町会員が一致協力して自助、共助、公助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、洪水、大火災その他の大規模災害（以下「災害など」とする）による被害の防止と軽減を図り、「自分たちの町は自分たちで守る」という共通意識を高めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は横川新町会（以下「町会」とする）に加入する会員をもって構成する。

(本会事務所の所在地)

第4条 防災会長宅におく。（発災時には、横川新町会館を対策本部とする。）

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災思想、知識の普及、啓発など災害予防活動に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 発災時における、情報の収集伝達、安否確認、避難誘導、初期消火、救出救護などの災害応急対策に関すること。
- (4) 給食、給水に関すること。
- (5) 避難所における運営管理協力活動に関すること。
- (6) 防災資器材の整備、管理に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員および運営担当)

第6条 次の役員および運営担当を置く。

- (1) 防災会長：1名（町会長）
- (2) 副防災会長：数名（副町会長）
- (3) 避難誘導・情報伝達担当役員および運営担当：数名
- (4) 給食給水担当役員および運営担当：数名

(5) 消火・警備、救出・救護担当役員および運営担当：数名

第7条 原則として、役員は町会役員が兼務し、運営担当は班長が兼務する。

第8条 役員、運営担当の任期は兼務する町会役員、班長の任期とする。

(組織の構成、役割)

第9条 組織の構成は図1「防災会組織図」による。

第10条 各担当の役割は表1「各担当の役割」による。

(防災委員会)

第11条 防災委員会は防災会長の諮問により、発災時において緊急事案などの重要事項を、平常時においては本会の運営に関する重要事項を審議し、決定する。

第12条 防災委員会の構成：図1「防災会組織図」による。

第13条 防災委員会は防災会長が招集する。

(役員、運営担当の任務)

第14条 任務

1.防災会長の任務

(1) 防災会長は町会支部防災会を代表し、会務を総括し、災害などが発生したときは速やかに本部（三馬校下自主防災会）の傘下のもと、支部の応急活動を指揮監督する。

(2) 「避難名簿」および「避難状況等確認表（班長用）」を作成し更新、管理する。

2.副防災会長の任務

(1) 副防災会長は防災会長を補佐し、防災会長に事故ある時はその職務を行う。

(2) 避難誘導、情報伝達、給食給水、消火・警備、救出救護の担当役員として指揮監督する。

3.その他の役員、運営担当の任務は図1「防災会組織図」、表1各担当の役割による

4.運営担当は、防災委員会、役員の指示の基で各担当の活動を図る。

(防災計画と報告)

第15条 防災計画と報告は防災会長が作成し町会の総会に諮る。

(予算、会計、会計監査)

第16条 運営に要する経費は町会で予算措置する。

第17条 決算と予算は町会の会計が作成し、町会の総会に諮る。

第18条 監査は町会の会計監査が兼務する。

第19条 会計年度は町会の会計年度とする。

(その他)

第20条 本規約に定めなき事項については、防災会長が防災委員会に諮り決定する。

附則

この規約は令和3年5月9日から施行する。

規約改定履歴

令和3年10月30日

参考資料差替

- ・避難勧告廃止にともなう差替 (P9.10)
- ・全国の活断層地震発生確率追加 (P15)

令和5年4月1日

規約変更

- ・避難方法の変更 (集合避難→逐次避難)
- ・「ひなん済」表示の使用方法変更

参考資料追加

- ・防災マップの追加